

「（仮称）富士見市文化芸術振興条例（案）」に対する意見募集の結果について

平成 24 年 4 月 27 日

自治振興部地域文化振興課

富士見市は「（仮称）富士見市文化芸術振興条例（案）」に対する意見の募集を、平成 24 年 3 月 21 日から平成 24 年 4 月 20 日まで行いました。その結果 7 件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成 24 年 3 月 21 日～平成 24 年 4 月 20 日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

| 番号 | 意見概要 | 対応方針 | 市の考え方 |
|----|---|--------------|--|
| 1 | <p>1. 条例（案）に対する意見</p> <p>①基本理念（第3条関係）市民の役割（第4条関係）団体の役割（第5条関係）</p> <p>文化・芸術表現と平穏な市民生活の確保。NHKTVから「N響アワー」が消える中で、富士見市の文化芸術活動の一層の取り組みは極めて重要と考えます。</p> <p>第4条で「市民は……相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする」とあり、一方第5条で「団体は、自主的に文化芸術活動を展開……、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努める」とあります。実際の「文化芸術活動を展開」の一つと思われる毎年10月鶴瀬駅西口通り線で午前から夕方まで6時間余に亘り開催されている演舞の祭りは、演舞者・観覧者は別として、沿道住民の中には長時間の大音量に居た堪えず、期間中他所の親戚・友人宅へ「避難」されると聞き及びます。また、雑踏整理のボランティアの中には、大音量に体調を崩される方もおいででした。沿線に住宅も多い天下の公道を、あたかも閉鎖されたカラオケボックス・ディスコクラブ扱いするに等しい面があります。</p> <p>主催の実行委員会は、真剣に市民の状態・声を汲み上げたり、対策を採ろうとはせず、後援の富士見市も大音量は課題と言いつつも、「大音量の中で踊ることが魅力の一つ」「地域振興」「地域</p> | 原文の内容で対応します。 | 文化芸術は、人の心の領域に関わるもので、多種多様なジャンルや分野を持っています。本条例では、文化芸術は感性を豊かにするもので、多様なものとしています。また、市民が文化芸術活動を行うことで、互いの違いを認め合い、活動を通して人と人との結びつきや交流にも寄与するものと規定しています。文化芸術は、市民一人ひとりの主体的なものであり、行政は文化芸術の内容に対し干渉や介入することなく、市民相互の理解のなかで振興されるよう環境の整備を行うことで、市 |

| | | | |
|---|--|-----------------------|--|
| | <p>の行事」であることを盾に同じく対策を怠ってきています。</p> <p>第3条（基本理念）の（6）で幅広い市民や団体の意見が反映されるよう配慮することが掲げられてはいますが、一方で検討委員会では（2）の「『自主性及び創造性の尊重』は『介入又は干渉することがないよう留意する』という意味が含まれる」としており、極めて一般的理念に過ぎると考えます。</p> <p>この様な中で、市民に「文化芸術」の振興への寄与・相互理解・尊重・交流努力を求め、団体にも活動展開と振興努力を求め一方では、市民の平穏な生活権は侵害され続ける虞があり、条例には何らかの留保措置・市民生活擁護の言及が必要と考えます</p> | | <p>民が主役のまちづくりが推進されるものとしています。</p> |
| 2 | <p>2. その他の意見</p> <p>①文化芸術振興条例等策定検討委員会について</p> <p>市ホームページで公開されている会議録によると、「富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会」委員の一人は、8回の委員会への出席は初回の1回しか確認できない。</p> <p>ご多忙であろうから、欠席は止むを得ないだろうが、当該委員のご意見はどのように委員会審議に反映されているのか。とりわけ当該委員が市の文化芸術鑑賞の拠点活動に携わられておいでなのだから見過ごしに出来ない。市の他の「審議会等」では、代理出席等もあるが、「富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会」ではその様な措置は検討されたのか。会議録ではそこら辺りが全く見えない。</p> <p>会議録作成に日時を要している現在の状況では、責任ある欠席委員会の内容報告は困難かもしれないが、委員会委員長や市の担当部署職員が直接報告したり、また欠席見込み委員への意見聴取とかもあり得たろうが、どう対処したのか。</p> <p>当該委員は公募委員と異なり、市側がご多忙を承知でお願いしてのご就任と推察する。委員の名誉からも会議録に市側の責任を明らかにすべきと考える。</p> <p>以上の様な応募意見は、市側は条例(案)文に直接かかわらないとして、「パブリックコメント」外の意見として扱い、市としてのコメント表明を忌避したいだろうが、条例(案)がどの様な検討をされたのかに直接かかわることであり、蔑ろにできない。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> | <p>欠席をされた委員には、会議録や資料を送付し、会議の進捗については、その都度報告しており、欠席された委員からのご意見も何うべくご連絡を行っています。貴重なご意見として承ります。</p> |

| | | |
|--|-----------------------|---|
| <p>②富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会の会議録について</p> <p>当条例案を検討した「富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会」の最終委員会（3月16日）の会議録は、市民意見募集期間の半ばを過ぎた4月9日にやっと市ホームページ上で公開された。</p> <p>これでは、意見募集期間が1ヶ月あったとしても、市民は重要と思われる最終委員会でどのような検討がされたのか知る術を奪われているに等しい中で期限だけが過ぎて来た。</p> <p>担当部署はどれだけ忙しいのかわからないが、猛省を促すとともに、当該会議録が遅延した期間相当の募集期間を延長するよう求める。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> | <p>今後とも迅速な対応に努めてまいります。</p> |
| <p>③パブリックコメント資料について（文化芸術振興条例を策定する意義） 「条例を策定する意義」で、文化芸術振興基本法により「自治体ごとの基本理念や基本施策を明記した条例制定が求められています」とあるが、基本法35条は「施策の推進を図るよう努める」とあり、努力義務を課してはいるが、そのどこから「明記」した「条例制定」が求められていると読み取れるのですか。 条例制定が求められていたとするなら、それにも関わらず基本法成立から「条例等制定検討委員会」発足までの10年間、市は何をしていたと言うのですか？ 未だ定めていない県内一般市町村は施策の推進を図るようには「努めていない」と断ずるのですか？</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> | <p>文化芸術振興基本法が条例整備の起因のひとつであることを解説しています。今後とも、より分かりやすい資料づくりに努めます。</p> |
| <p>④逐条解説について</p> <p>文化・芸術は市民が主体者であり、それは自主的・自由と理解しますが、何故「すべての市民」に「認識」「自覚」「努力」を求めるのですか？しかも前文で「さらなる振興」と、今までの活動を評価し、第2条の「参加」は「支援すること」も含むとされているにも拘わらずです。</p> <p>基本法で自治体に「努力目標が課せられ」たからと、市民にまで努力義務をたたみ掛けて課すのは如何なものでしょうか。</p> <p>あえて言及するとしても、それは精々「市民への期待」止まりで自制すべきではないでしょうか？</p> <p>条例制定に出遅れたからと、先行条例を単純に雛形にしたのですか？</p> <p>「市民の役割・責務」に言及しない条例は皆無なのですか？</p> <p>策定検討委員会ではどのように検討されたのですか？</p> | | <p>他市の条例では、「市民の役割」を条文化していない自治体もあると伺っています。富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会では、本条例において文化芸術の振興に対する「市民の役割」を条文化する確認がされています。</p> |

⑤資料の閲覧および用紙の配布場所について

「資料の閲覧および用紙の配布場所」はどのように決めているのか。また、今回の策定検討委員会ではどのように検討されたのか。

<具体的疑問>

1) 市の文化芸術鑑賞の活動を大きく担っている「キラリ☆ふじみ」は何故「資料の閲覧および用紙の配布場所」としなかったのか。

2) また、従来「資料の閲覧および用紙の配布場所」として実績の多いサンライトホール（西出張所）は、今回何故対象としなかったのか。何処の部署が、どういう意図でサンライトホールを外したのか？

以上のような、判断意図が不明な意見募集は、手続きの有効性を欠く行政姿勢であり、その意図を明確にした上で、あらためて募集のやり直しを求める。

⑥パブリックコメントの募集ポスターについて 募集開始日の夕方、たまたま某「条例（案）資料の閲覧および用紙の配布場所」前を通りかかり、施設営業時間を過ぎてはいたがその施設の掲示板を覗いた。しかし、当条例案への「意見募集」ポスターは未だ掲出されていなかった。一方、その掲示板には一週間前の14日に締め切られた筈の「障がい者支援計画（案）についての意見募集」ポスターは掲出され続けられていた。この様ないい加減な市民意見提出手続き（パブリックコメント）執行は今回に限ったことではなく、度々指摘され続けている。今回の事態は、手続きの有効性を欠く行政姿勢であり、市政関係者の猛省を求めるとともに、あらためて募集のやり直しを行うか、少なくとも期限延長を求める。

貴重なご意見として承ります。

パブリックコメントの担当課にも報告し、パブリックコメントの運用に関するマニュアルの再検証しながらより分かりやすい運用に努めてまいります。